

八王子市学校校庭夜間開放実施要綱

平成7年9月1日施行

| | | | |
|----|------------|----|------------|
| 改正 | 平成10年4月1日 | 改正 | 平成11年4月1日 |
| 改正 | 平成16年4月1日 | 改正 | 平成17年4月1日 |
| 改正 | 平成20年3月14日 | 改正 | 平成21年3月13日 |
| 改正 | 平成23年8月1日 | 改正 | 平成27年4月1日 |
| 改正 | 令和3年4月1日 | 改正 | 令和5年4月1日 |

(目的)

第1条 校庭夜間開放は、八王子市学校体育施設開故事業の一環として、学校教育に支障のない範囲で、学校の校庭を、地域住民及び八王子市内のスポーツ団体の使用に供することを目的として八王子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する。

(開放校)

第2条 開放校は、以下の学校とする。ただし、学校の工事等または教育委員会が必要と認めた場合は、期間を定めて開放を中止する。

(1) 教育委員会が運営する学校

清水小学校、元八王子小学校、松枝小学校、長沼小学校、大和田小学校、船田小学校、第四小学校

(2) 校庭夜間開放運営委員会が運営する学校

第三小学校、東浅川小学校、由木中央小学校

(校庭夜間開放運営委員会)

第3条 前条第2号の学校については、各校ごとに地域で組織する校庭夜間開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置し、運営委員会が校庭夜間開放の管理、運営を行うものとする。

(使用団体)

第4条 市内に在住、在勤または在学の者が10名以上で構成する団体で、あらかじめ教育委員会に登録した団体（以下「使用団体」という。）に限り使用できるものとする。

2 18歳以下の者（大学生及び勤労者等を除く）を主たる構成員とする団体の使用については、管理責任を負うことのできる成人の保護者又は指導者が同行し、安全に使用するために必要な配慮をするものとする。

3 営利を目的とした団体については、使用できないものとする。

(開放期間・開放時間)

第5条 5月1日から3月15日まで、ただし清水小学校、元八王子小学校、松枝小学校、由木中央小学校は11月30日まで、午後6時から午後9時までの3時間とする。なお小学生の使用は午後8時までとする。

(対象種目)

第6条 対象種目は、ソフトボール、サッカー、ゲートボール、グラウンドゴルフ、ラグビー(練習)その他、教育委員会が認めたものに限る。(野球は禁止)

(団体登録)

第7条 使用団体の登録をしようとする者は、学校校庭夜間開放使用団体登録申請書(第1号様式(様式略))、誓約書(第2号様式(様式略))を教育委員会に提出し、学校校庭夜間開放使用団体登録証(第3号様式(様式略)、以下「団体登録証」という。)の交付を受けるものとする。登録有効期間は登録した年度末までとする。

(説明会)

第8条 使用団体の責任者は、教育委員会または運営委員会が実施する説明会に出席するものとする。

(使用の申請及び承認)

第9条 使用団体は教育委員会が運営する学校へは市立小学校校庭夜間使用申請書(第4号様式(様式略))で、運営委員会が運営する学校へは市立小学校校庭夜間使用申請書(第5号様式(様式略))により申請する。

2 教育委員会は、使用を承認する場合は、市立小学校校庭夜間使用承認書(第6号様式(様式略)、以下「使用承認書」という。)を交付する。

(申請方法及び抽選)

第10条 使用申請及び抽選は、当該各号の方法に従うものとする。

(1) 教育委員会が運営する学校への使用申請は、使用希望日の前々月の末日までとし、抽選は締め切り後速やかに行うものとする。ただし、5月分の抽選は説明会時に行うものとする。

(2) 前号の学校への追加申請は、使用希望日の前月の15日から使用希望日の5日前(土・日・祝祭日を含まず)までとする。但し、15日が土・日・祝祭日の場合は翌平日からとする。

(3) 運営委員会が運営する学校への使用申請及び追加申請並びに抽選方法は、各運営委員会が定めるところに従うものとする。

(使用日数の制限)

第11条 使用日数は、1団体につき1箇月あたり5回までとする。

(校庭夜間照明電気料の徴収)

第12条 使用団体は校庭夜間照明電気料(以下「電気料」という。)として、1回1,000円を納付しなければならない。

2 教育委員会は、電気料の納付を確認した場合は、校庭夜間照明利用券(第7号様式(様式略)、以下「照明利用券」という。)を交付する。

3 照明利用券の有効期間は、交付した年度に限る。

4 照明利用券は再発行しない。

5 照明利用券の他団体への譲渡は禁止する。

(使用方法)

第13条 団体責任者は、使用当日、学校に団体登録証を提示し、使用承認書、照明利用券を提出し、キャプテンマークを付けその指導・指示に従い使用するものとする。

(団体責任者の責務)

第14条 団体責任者は、使用当日必ずキャプテンマークを付け教育委員会の指導内容を参加者に周知徹底すること。

(払い戻し)

第15条 開放期間終了後、当該年度の未使用の照明利用券は払い戻しができる。

2 払い戻しの方法は、教育委員会が定めるところによる。

(使用の不承認)

第16条 次の各号の一に該当する場合は、承認しない。

- (1) 秩序をみだすおそれがあると認められるとき。
- (2) 管理上支障があると認められるとき。
- (3) その他、教育委員会が不相当と認めたとき。

(使用承認の取り消し)

第17条 使用承認書の交付後において、学校等の事情により止むを得ない場合、使用承認を取り消すことができる。

(開放・開放中止の決定)

第18条 使用当日の開放・開放中止の決定は学校が、施設、グラウンド、天候の状況により判断して行う。

2 使用開始後においても学校が、施設・グラウンド・天候の状況により開放継続不相当と判断した場合、使用を中止させることができる。

(照明利用券の返還)

第19条 使用開始後、前条第2項により使用中止となり、使用時間の2分の1を経過しない場合は照明利用券を返還する。

2 第23条の使用承認取り消しの場合は返還しない。

(使用の取り止め)

第20条 使用を取り止める場合、団体責任者は使用予定日の5日前(土・日・祝祭日を含まず)までに取り止めの事由を教育委員会または運営委員会へ連絡し使用承認書を速やかに返納しなければならない。

(損害賠償)

第21条 使用団体が学校および近隣の施設、設備、用具等に損害を与えた場合は、速や

かに学校、教育委員会及び運営委員会へ連絡し、その賠償をしなければならない。

(傷害保険への加入)

第22条 使用団体は、スポーツ安全協会等の傷害保険に必ず加入するものとする。

2 使用に際しての傷害等について、教育委員会及び運営委員会は、一切責任を負わない。

(使用承認の取り消し等)

第23条 つぎの各号の一に該当する場合は、使用承認の取り消し、一定期間の使用停止又は団体登録を抹消する。

- (1) この要綱又は教育委員会若しくは運営委員会の指示に違反したとき。
- (2) 登録および申し込みに当たって虚偽の申請をしたとき。
- (3) 公序良俗を害する恐れがあるとき。
- (4) 建物および付属施設を毀損する恐れがあるとき。
- (5) その他管理上支障があると認められるとき。

(その他)

第24条 グラウンド等、教育施設の使用にあたっては、翌日の授業に支障が無いよう、また周辺地域の住民に迷惑を及ぼさないよう、充分注意しなければならない。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年9月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月13日より施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日より施行する。